# その他

# (1)個人情報保護について

### 1) 個人情報保護に関する基本的考え方

総合科学技術会議意見においては、ヒト受精胚の取扱いのための具体的な 遵守事項の一つとして、提供者の個人情報の保護を定める必要があるとされ ている。

また、医学研究に関連する指針である「臨床研究に関する倫理指針」、「疫 学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」 等においては、個人情報を取り扱う機関の長が講ずべき措置など、個人情報 保護の観点から遵守すべき事項が定められており、ヒト受精胚の作成を伴う 生殖補助医療研究においても、提供機関又は研究実施機関が個人情報を取り 扱う場合には、個人情報保護のための措置を講ずる必要がある。

#### 2) 個人情報保護のために講ずべき措置

- 提供機関の長は、配偶子の提供者の個人情報を保護するため、機関内に おいて匿名化の措置を講ずることとする。
- 〇 個人情報を保有する機関の長は、個人情報の保護を図るため、「個人情報管理者」を置くこととする。
- その他、個人情報を保有する機関における個人情報保護のための措置に ついては、医学研究に関連する指針と基本的に同様の規定を置くこととす る。

# (2)情報の公開について

総合科学技術会議意見において、「研究に関する適切な情報の公開等を定める必要がある」とされている。

〇 研究実施機関の長は、個人情報の保護に反する場合などを除き、原則と して研究成果を公開するものとする。